

あきたけんしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれい かしょう そあん
秋田県障害者差別解消条例（仮称）素案

ぜんぶん

* 前文

しょうがいしゃ たい さべつ かいしょう だれ たが そんな
障害者に対する差別を解消することにより、誰もが互いに尊重し、
ささ あ い しゃかい めざ きてい よてい
支え合って生きる社会を目指すことを規定する予定です。

そうそく
第1 総則

もくてき

1 目的

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんりねん さだ けん
障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、
しちょうそん ちほうどくりつぎょうせいほうじん けんみん じぎょうしゃおよ しょうがいしゃ せきむ
市町村、地方独立行政法人、県民、事業者及び障害者の責務や
やくわり あき しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に
かん ほうりつだい じょう きてい そうだんおよ ふんそう ぼうしまた かいけつ
関する法律第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のため
たいせい せいびなら ほうだい じょう きてい けいはつかつどう じっし かん ひつよう
の体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し必要な
じこうとう さだ しょうがい りゆう さべつ かいしょう
事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって
きょうせいしゃかい じつげん きよ もくてき
共生社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ

2 定義

しょうがいしゃ

(1) 障害者

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他
しんしん きのう しょうがい いか しょうがい そうしょう もの
の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつ
しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかい
て、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会
せいかつ そうとう せいげん う じょうたい
生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

しょうがいしゃだんたい

(2) 障害者団体

しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ そしき だんたい
障害者、その家族及び支援者が組織する団体。

しゃかいてきしょうへき

(3) 社会的障壁

しょうがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ
障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で
しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん たいっさい
障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の
もの。

ごうりてきはいりよ

(4) 合理的配慮

ごうりてきはいりよ ていぎ きてい よてい
*合理的配慮の定義を規定する予定です。

きほんりねん

3 基本理念

けんみん しょうがい うむ ひと きほんてきじんけん きょうゆう
(1) すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有
こじん そんげん おも そんげん せいかつ ほしょう
する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障
けんり ゆう
される権利を有すること。

しょうがいしゃ しゃかい こうせい いちいん しゃかい けいざい ぶんか
(2) すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化
た ぶんや かつどう さんか きかい かくほ
その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

しょうがいしゃ かのう かぎ だれ せいかつ せんたく
(3) すべての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択
きかい かくほ ちいきしゃかい た ひとびと きょうせい
の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを
さまた
妨げられないこと。

しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき かかわ もんだい しょうがい うむ
(4) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、
すべて けんみん もんだい にんしき りかい ふか
全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

けん せきむ

4 県の責務

きほんりねん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する
せさく そうごうてき さくてい およ じっし
施策を総合的に策定し、及び実施する。

けん しちょうそんおよ しょうがいしゃだんたい れんけい

5 県、市町村及び障害者団体の連携

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん せさく じっし
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するに

あ しちょうそんおよ しょうがいしゃだんたい れんけい と く
当たっては、市町村及び障害者団体と連携して取り組む。

しちょうそん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん せさく さくてい
(2) 市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定

およ じっし ひつよう じょうほう ていきょう じよげん た
し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の
ひつよう しえん おこな
必要な支援を行う。

けんみんとう やくわり

6 県民等の役割

きほんりねん しょうがいおよ しょうがいしゃ りかい ふか
(1) 基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるとと

けんおよ しちょうそん じっし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
もに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進
かん しさく きょうりよく つと
に関する施策への協力に努める。

しょうがいしゃ ちいき いちいん しゃかい けいざい ぶんか た ぶんや
(2) 障害者が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の

かつどう さんか しえん つと
活動に参加できるよう、支援に努める。

しょうがいしゃおよ かぞく しょうがい せいかつじょう こんなん けいげん
(3) 障害者及びその家族が障害による生活上の困難を軽減するため

しえん もと しゃかい じつげん きよ つと
の支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努める。

しょうがいしゃ みずから しょうがい とくせいおよ しゃかいてきしょうへき じよきよ
(4) 障害者は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去のために

ひつよう しえん かのう はんい しゅうい つた てきせつ しえん
必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、適切な支援
え しょうがいおよ しょうがいしゃ たい りかい そくしん はか つと
が得られ、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努める。

第2 障害を理由とする差別を解消するための措置

さべつ きんし

1 差別の禁止

なんびと しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか
何人も、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱い

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてき はいりよ

2 社会的障壁の除去のための合理的な配慮

けん しちょうそん ちほうどくりつぎょうせいほうじんおよ じぎょうしゃ じむじぎょう おこな
(1) 県、市町村、地方独立行政法人及び事業者は、事務事業を行う

あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね
に当たり障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨

いし ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう
の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でない

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがい
ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該

しょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう じっし
障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、その実施について

ひつよう ごうりてき はいりよ
必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ じぎょうしゃ
* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、事業者

しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてき はいりよ
における社会的障壁の除去のための合理的な配慮については、

どりよくぎむ じょうれい ぎむ
努力義務とされていますが、条例では、義務としています。

けんみん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね
(2) 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨

いし ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう
の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でない

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがい
ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該

しょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう じっし
障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、その実施について

ひつよう ごうりてき はいりよ つと
必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ けんみん
* 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、県民にお

しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてき はいりよ きてい
ける社会的障壁の除去のための合理的な配慮については、規定され

じょうれい どりよくぎむ
ていませませんが、条例では、努力義務としています。

そうだん たいおう

3 相談への対応

なんびと ちじ たい しょうがい りゆう さべつ かん そうだん
(1) 何人も、知事に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることが
できる。

ちじ しょうがい りゆう さべつ かん そうだん う ないよう
(2) 知事は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その内容
おう つぎ かか たいおう
に応じて次に掲げる対応をする。

- そうだんしゃ たい ひつよう じょげんまた じょうほうていきょう おこな
① 相談者に対して、必要な助言又は情報提供を行う。
そうだん かか とうじしゃかん ひつよう ちょうせい おこな
② 相談に係る当事者間の必要な調整を行う。
かんけいぎょうせいきかん ひつよう つうほう たつうち おこな
③ 関係行政機関へ必要な通報その他通知を行う。

4 相談員の配置等

- ちじ そうだん たいおう もの そうだんいん お
(1) 知事は、相談への対応をする者として、相談員を置くことができる。
そうだんいん ぎょうむじょうし え ひみつ も そうだんいん
(2) 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でな
あと どうよう
くなった後も同様とする。

5 助言又はあっせんの申立て

- しょうがいしゃ そうだん かいけつ さべつおよ ごうりてきはいりよ
(1) 障害者は、相談によって解決できないときは、差別及び合理的配慮
ふていきょう かかわ じあん いか たいしょうじあん かいけつ はか
の不提供に係る事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、
ちじ たい じょげんまた もうした
知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。
たいしょうじあん かかわ しょうがいしゃ かぞく た かんけいしゃ じょげんまた
(2) 対象事案に係る障害者の家族その他の関係者は、助言又はあっ
もうした とうがいもうした
せんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが
しょうがいしゃ い はん あき みと かぎ
障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りで
ない。
じょげんまた もうした しょうがい りゆう さべつ かん そうだん
(3) 助言又はあっせんの申立ては、障害を理由とする差別に関する相談へ
たいおう へ あと
の対応を経た後でなければ、することができない。
じょげんまた もうした つぎ がいとう ばあい
(4) 助言又はあっせんの申立ては、次のいずれかに該当する場合は、する
ことができない。
ぎょうせいふふくしんさほう た ほうれい もと ふふくもうした また くじょうもうした
① 行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立

ぎょうせいちょう しょぶんまた しょくむしつこう がいとう
てをすることができる 行政庁の処分又は職務執行に該当する
とき

- しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ きてい しょうがいしゃ
② 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者に
たい さべつ きんし がいとう
対する差別の禁止に該当するとき
- どういつ じあん かこ もと おこな
③ 同一の事案について、過去にあっせんの求めを行ったことがあるとき
- げん た ちほうこうきょうだんたい もと おこな
④ 現に他の地方公共団体にあっせんの求めを行っているとき

じじつ ちょうさ 6 事実の調査

- ちじ じよげんまた もうした とうがいもうした かか
(1) 知事は、助言又はあっせんの申立てがあったときは、当該申立てに係る
じじつ ちょうさ おこな
事実の調査を行う。
- ちじ ひつよう みと そうだんいん じよげんまた
(2) 知事は、必要があると認めるときは、相談員に、助言又はあっせんの
もうした かか じじつ ちょうさ ぜんぶまた いちぶ おこな
申立てに係る事実の調査の全部又は一部を行わせることができる。
- じよげんまた もうした かか じじつ ちょうさ おこな しょくいんまた
(3) 助言又はあっせんの申立てに係る事実の調査を行う職員又は
そくだんいん とうがいちょうさ おこな ばあい みぶん しめ しょうめいしょ けいたい
相談員は、当該調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯
かんけいしゃ せいきゆう ていじ
し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

じよげんまた 7 助言又はあっせん

- ちじ じよげんまた もうした あきたけんしょうがいしゃさべつ
(1) 知事は、助言又はあっせんの申立てがあったときは、秋田県障害者差別
かいしょうちょうせいいいんかい い か ちょうせいいいんかい たい とうがいもうしたて
解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)に対して、当該申立て
かかわ じじつ ちょうさ けっか つうち じよげんまた
に係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの
てつづ かいし もと
手続きを開始するよう求める。
- ちょうせいいいんかい じよげんまた ひつよう みと
(2) 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるとき
たいしょうじあん かんけいしゃ たい しゅつせき もと せつめいも いけん
は、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見

き また しりょう ていしゅつ もと
を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

ちょうせいいいんかい ちじ もと つぎ かか ばあい のぞき じよげん
(3) 調整委員会は、知事の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言
また おこな
又はあつせんを行う。

じよげんまた ひつよう みと
① 助言又はあつせんの必要がないと認めるとき。

たいしやうじあん せいしつじやうじよげんまた てきとう
② 対象事案がその性質上助言又はあつせんをするのに適当でない
みと
と認めるとき。

ちょうせいいいんかい およ じよげんまた おこな
(4) 調整委員会は、(3)の①及び②による助言又はあつせんを行わないと
ちじ たい むね ほうこく
きは、知事に対して、その旨を報告する。

かんこく

8 勧告

ちょうせいいいんかい ちじ たい つぎ がいとう もの たい ひつよう
(1) 調整委員会は、知事に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要
そち こう かんこく もと
な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

せいとう りゆう じよげんまた もうした かか じじつ ちょうさ
① 正当な理由なく、助言又はあつせんの申立てに係る事実の調査を
こば さまた また きひ かんけいとうじしゃ た かんけいしゃ
拒み、妨げ、又は忌避した関係当事者その他の関係者

じよげんまた てつづ しりょう ていしゅつも せつめい
② 助言又はあつせんの手続きにおいて資料の提出若しくは説明を
おこな また きよぎ しりょう ていしゅつも きよぎ せつめい おこな かんけい
行わず、又は虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明を行った関係
とうじしゃ た かんけいしゃ
当事者その他の関係者

おこな ばあい しょうがい りゆう さべつ
③ あつせんが行われた場合において、障害を理由とする差別をしたと
みと かんけい とうじしゃ せいとう りゆう とうがい
認められる関係当事者が、正当な理由なく当該あつせんに
したが とうがいかんけいとうじしゃ
従わないときにおける当該関係当事者

ちじ ちょうせいいいんかい かんこく もと ばあい ひつよう
(2) 知事は、調整委員会による勧告の求めがあった場合において、必要が
みと かんこく おこな
あると認めるときは、勧告を行う。

こうひょう

9 公表

ちじ かんこく う じぎょうしゃ せいとう りゆう とうがいかんこく
(1) 知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に
したが むね こうひょう
従わないときは、その旨を公表することができる。

ちじ こうひょう かんこく う もの いけん
(2) 知事は、公表しようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に意見を
の きかい あた とうがいたいしょうじあん かんけいしゃ
述べる機会を与えなければならない。ただし、当該対象事案の関係者
また だいにん せいとう りゆう いけん ちょうしゅ おう いけん
又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見
ちょうしゅ おこな こうひょう
の聴取を行わないで公表することができる。

あきたけんしょうがいしゃさべつかいしょうちょうせいいいんかい

10 秋田県障害者差別解消調整委員会

じょうれい きてい けんげん ぞく じこう おこな
(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、
ちょうせいいいんかい お
調整委員会を置く。

ちょうせいいいんかい いいん15にんいなき そしき
(2) 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

いいん つぎ かけ もの ちじ にんめい
(3) 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

がくしきけいけん ゆう もの
① 学識経験を有する者

しょうがいしゃまた かぞく
② 障害者又はその家族

しょうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか かん じぎょう じゅうじ もの
③ 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

じぎょうしゃまた だんたい やくしょくいん
④ 事業者又はその団体の役員

かんけいぎょうせいきかん しょくいん
⑤ 関係行政機関の職員

かけ もの ちじ てきとう みと もの
⑥ ①から⑤に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ ざんにん
(4) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任
きかん
期間とする。

いいん しょくむじょうし え ひみつ も しょく しりぞ
(5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

あと どうよう
後も、同様とする。

ちょうせいいいんかい そしきおよ うんえい かん ひつよう じこう べつ さだ
(6) 調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん きほんてきさく 第3 障害を理由とする差別の解消に関する基本的施策

ふきゅうけいはつ

1 普及啓発

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん うえ しょうがいしゃ しょうがいしゃ
障害を理由とする差別の解消を推進する上で障害者と障害者
もの そうごりかい そくしん じゅうよう かんが しょうがいおよ
でない者との相互理解の促進が重要であることに鑑み、障害及び
しょうがいしゃ たい けんみん かんしん りかい ふか けいはつ ちしき ふきゅう
障害者に対する県民の関心と理解を深めるための啓発、知識の普及そ
たひつよう せさく こう
の他必要な施策を講ずる。

しょうがいりかいきょういく すいしん

2 障害理解教育の推進

けんきょういくいいんかい ようじ じどうおよ せいと いか じどうせいと
(1) 県教育委員会は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）が
しょうがいおよ しょうがいしゃ ただ ちしき りかい も きょういく
障害及び障害者についての正しい知識と理解を持つための教育
いか しょうがいりかいきょういく おこな
(以下「障害理解教育」という。）を行う。

けんきょういくいいんかい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん うえ は
(2) 県教育委員会は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で果
きょういく やくわり じゅうよう かんが しょうがいしゃ じどう
たすべき教育の役割が重要であることに鑑み、障害者である児童
せいと しょうがいしゃ じどうせいと こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう すいしん
生徒と障害者でない児童生徒の交流及び共同学習を推進するな
しょうがいりかいきょういく ひつよう せさく こう
ど障害理解教育に必要な施策を講ずる。

ちじ ようじ じどう せいとおよ がくせい しょうがいりかいきょういく ひつよう
(3) 知事は、幼児、児童、生徒及び学生のため、障害理解教育に必要な
せさく こう
施策を講ずる。

こようおよ しゅうろう しえん

3 雇用及び就労への支援

しょうがいしゃ しょくぎょうせんたく じゅう そんちょう しょうがいしゃ のうりよく
(1) 障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力

おう てきせつ しょくぎょう じゅうじ
に 応じて 適切な 職業 に 従事 することが できる よう に する ため、
しょうがいしゃ たよう しゅうろう きかい かくほ つと
障 害 者 の 多 様 な 就 労 の 機 会 の 確 保 に 努 め る。

かんけいきかん れんけい しょうがいしゃ こようおよ しゅうろう かん じぎょうしゃ りかい
(2) 関 係 機 関 と 連 携 し、 障 害 者 の 雇 用 及 び 就 労 に 関 す る 事 業 者 の 理 解
ふか しょうがいしゃ こようおよ しゅうろう そくしん ひつよう
を 深 め る と と も に、 障 害 者 の 雇 用 及 び 就 労 を 促 進 す る た め に 必 要 な
せさく こう
施 策 を 講 ず る。

4 社会参加の促進

しょうがいしゃ ぶんかげいじゅつかつどう た しゃかい
障 害 者 が 文 化 芸 術 活 動、ス ポー ツ、レ ク リ エー シ ョ ン そ の 他 の 社 会
さんかかつどう えんかつ おこな さんか きかい かくほ たひつよう
参 加 活 動 を 円 滑 に 行 う こ と が 可 能 な よ う、参 加 の 機 会 の 確 保 そ の 他 必 要 な
せさく こう
施 策 を 講 ず る。

5 交流の推進

しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの そうごりかい そくしん たがい
障 害 者 と 障 害 者 で な い 者 と の 相 互 理 解 を 促 進 す る た め、互 い の
こうりゅう きかい かくほ せっきよくてき こうりゅう すいしん
交 流 の 機 会 を 確 保 す る と と も に、積 極 的 な 交 流 を 推 進 す る た め に
ひつよう せさく こう
必 要 な 施 策 を 講 ず る。

6 県民等への支援

けんみんとう しえん
けんみんとう じはつてき おこな しょうがいおよ しょうがいしゃ りかい ふか
県 民 等 が 自 発 的 に 行 う 障 害 及 び 障 害 者 に つ い て の 理 解 を 深 め る
かつどうおよ しょうがい りゅう さべつ かいしょう し かつどう すいしん
活 動 及 び 障 害 を 理 由 と す る 差 別 の 解 消 に 資 す る 活 動 を 推 進 す る た め に
ひつよう しえん おこな
必 要 な 支 援 を 行 う。

7 職員の育成

しょくいん いくせい
しょくいん しょうがいしゃ てきせつ たいおう しょうがいおよ
す べ て の 職 員 が 障 害 者 に 適 切 に 対 応 す る た め、障 害 及 び
しょうがいしゃ ちしきおよ りかい ふか ひつよう そち こう
障 害 者 に つ い て の 知 識 及 び 理 解 を 深 め る た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る。

第4 其他

しこうきじつ

1 施行期日

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この 条 例 は、平成 31 年 4 月 1 日 から施行する。

ぎ むきてい どりょくぎ むきてい そうだん ふんそうかいけつ きてい すうかげつ
*義務規定、努力義務規定、相談・紛争解決の規定については、数ヶ月
しゅうちきかんもう あと しこう けんとう
の 周 知 期 間 設 け た 後、施 行 す る こ と を 検 討 し て い ま す。

けんとう

2 検 討

ち じ じょうれい しこうご ねん めど じょうれい しこう
知 事 は、こ の 条 例 の 施 行 後 3 年 を 目 途 と し て、こ の 条 例 の 施 行 の
じょうきょう けんとう くわ けっか もと ひつよう そち こう
状 況 に つ い て 検 討 を 加 え、そ の 結 果 に 基 づ い て 必 要 な 措 置 を 講 ず る。